三八四　中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一六　四

三八五　グジュランワラ下水・排水能力改善計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一六　四

三八六　ドミニカ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一六　四

三八七　国道一号線都心区間改修計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　三

三八八　パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　一七　三

三八九　アフガニスタン・イスラム共和国における「口蹄疫等対策支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件　一七　三

三九〇　バルカ県送配水網改修・拡張計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　三

三九一　ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　三

三九二　クイーンズウェイ変電所改修計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　三

三九三　コナクリ市中部高台地区飲料水供給改善計画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　四

三九四　国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるイエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等を指定する件　一七　282　八

三九五　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　一七　282　九

三九六　先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件　一七　282　一一

三九七　食糧援助に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　四

三九八　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一・十二条に基づく日本国政府とオーストラリア政府との間の実施取極の署名に関する件　一九　285　吉〇

三九九　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生に関する件　一九　285　吉〇

四〇〇　紛失の届出により失効した旅券の告示　一九　286　一

四〇一　パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二二　四

四〇二　グレナダ政府に対する贈与に関する日本国政府とグレナダ政府との間の書簡の交換に関する件　二二　四

四〇三　スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　四

四〇四　アフガニスタン・イスラム共和国における結核対策薬品機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件　二二　四

四〇五　防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件　二二　四

四〇六　日本国政府が国際連合ハイチ安定化ミッションの任務のために提供する要員、装備品及び役務に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件　二二　287　一九

四〇七　食糧援助に関する日本国政府とハイチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　三

四〇八　残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Ａの改正に関する件　二五　三

四〇九　ケニア共和国、ナイジェリア連邦共和国及びルワンダ共和国における村落環境整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件　二六　四

四一〇　モルディブ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二六　四

四一一　グルジア政府に対する贈与に関する日本国政府とグルジア政府との間の書簡の交換に関する件　二六　四

○財　務　省

三六三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二六　四

三六四　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産トルエンジイソシアナートについて関税定率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件　二　268　一

三六五―三六八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　四　二

三六九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　五　271　一〇

三七〇　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　五　271　一三